

# 「1年単位の变形労働時間制」

## ・教職員の長時間過密労働に関する

# 教職員緊急アンケート

2019年10月 埼玉県教職員組合

現在行われている秋の臨時国会では、学校の働き方改革として公立学校に「1年単位の变形労働時間制」の導入を可能とする法改正を提案しています。（「1年単位の变形労働時間制」については、裏面をごらんください。）

埼玉県でも「学校における働き方改革基本方針」を作成し、各市町村でも同様なものを作成して教職員の働き方改革をすすめようとしているところです。

埼教組は、教職員の長時間過密労働を一刻も早く解消したいと、県教育委員会が主催する「多忙化解消・負担軽減検討委員会」に教職員代表の一員として参加し、学校現場の極めて厳しい現状を各校長会やPTA、体育的・文化的団体の委員に伝えながら、県教委が具体的とりくみとして実施するよう求めています。

今後、さらに学校現場のみなさんの声を伝えていくために、以下のアンケートにぜひご協力ください。

<〇をつけてください。>

校種 [ 小学校 ・ 中学校 ] 年代 [ 20歳代 ・ 30歳代 ・ 40歳代 ・ 50歳代 ・ 60歳代 ]

職種 [ 教諭・養護教諭・栄養教諭・事務職員・栄養職員・非常勤教職員 ]

よろしければ… 市町村 ( ) 学校名 ( ) お名前 ( )

## 1. 变形労働時間制に 賛成・反対？ (〇をつけてください)

賛成	反対	わからない	書ける方は、理由をお書きください。

## 2. 長時間過密労働を解消する対策として、国・県・市町村教委に望むことは？

(〇をつけてください。いくつでも)

1	教職員定数を増やす	2	授業の持ち時間数の上限を設定する
3	学習指導要領やトップダウンの教育施策を見直す	4	学力テストやその対策を縮減、中止する
5	研修や研究委嘱を縮減する	6	部活動指導員などのサポーターを増やす
7	各種調査や報告書を削減する	8	行事を精選する
9	教職員の意識改革をすすめる	10	校務システムやICT機器を充実する
11	その他		

## 3. 働き方改革や变形労働時間制に関してご意見をお書きください

ありがとうございました。アンケートは職場の組合員に渡すか、埼教組本部までFAXください (048-824-2619)

〇埼教組は、教職員が働きやすい職場づくりにとりにくんでいます。

なかまが多いほど、支える力が強くなります。埼教組HPからも加入できます。

埼教組

検索

# 「1年単位の变形労働時間制」とは

○現在7時間45分の勤務時間を1時間延長し、8時間45分とする。

※休憩時間を入れると、現在は勤務時間の開始から8時間30分で退勤できる。しかし、勤務時間が8時間超になるので休憩時間が15分増え、その結果勤務時間の開始から9時間45分経たないと退勤で出来なくなる。

※1時間延長されることで、研修等の時間延長、会議や部会の設定が可能となり、その分個人の仕事開始時間も遅れ、退勤時間がいっそう遅くなったりと早朝出勤をせざるを得なくなったりする。

小学校教員に变形労働時間制が導入されると……  
(2016年文科省勤務実態調査における小学校教員の平均的な勤務実態にあてはめたもの)



※勤務間インターバル（退勤から出勤までの時間）が短くなることで睡眠時間が短くなり、科学的に証明されている脳や心臓疾患のリスクが高まるなど教職員の健康被害への影響が大きくなる。

※勤務時間終了が18時程度に延長されることで、病院等に行く際には病休や年休等の取得が必要になり、これまで必要なかった休暇の取得が強要される。

○子どもがいない長期休業期間を閑散期として、課業日の超過した1時間分の蓄積の振り替えをこの期間にまとめ取りする。

※長期休業期間には課業日には出来ない業務があり、子どもがいないからといって仕事がなく暇な閑散期ではない。

※今でも夏休みには夏季休暇をとることで精一杯な状況であり、新学習指導要領による授業時数の増加で夏休みを短縮する自治体が増加する中、まとめ取りが出来ない状況ではない。

※長期休業中に教職員が個々に振り替えを取ると、教職員全員が出勤する日が想定できず、学校としての校務運営が困難となる。

※長期休業中に全職員共通のまとめ取りの日を指定すると、管理された休日となり、個人による休暇取得が一層困難になる。

## 導入されている職場のほうが勤務時間が長い

所定の勤務時間と残業時間の比較（月平均）

	所定の勤務時間	残業時間	合計
通常の勤務時間制度	180.9時間	23.2時間	204.1時間
变形労働時間制	195.9時間	27.0時間	222.9時間

労働政策研究・研修機構・労働政策研究センター「仕事特性・個人特性と労働時間」より

国立の大学附属校などでこの制度が導入されている例もありますが、長時間勤務の解消につながらず「うまくいっていない」という声が上がっています。

上に、变形労働時間制の職場のほうが勤務時間も残業時間も長いという報告もあります。

○労働時間の限度は1日あたり10時間まで、1週間52時間まで。

※2016年の文科省の「勤務実態調査」では、1日あたりの教諭の勤務時間は小学校で11時間15分、中学校で11時間32分、同年の埼玉県「勤務実態調査」では、小学校11時間27分、中学校11時間40分で、そもそも1日及び1週間の労働時間の限度を超えている。

☆**埼教組は「1年単位の变形労働時間制」の導入には反対です。この制度が導入されても、長時間過密労働が解消されるわけではありません。このことは前柴山文部科学大臣も明確に言っています。むしろ勤務時間を延長することで時間外労働が減少したと解釈され、学校現場の時間外労働の実態を覆い隠し、教職員定数を増やす根拠を奪うものです。教職員にはそれぞれにライフスタイルがあり、仕事と両立してこそ健康で、安定した教育が行えます。埼玉県では割り振り変更簿を使用することで時間外勤務を調整しています。休日まで管理するような制度の導入ではなく、教職員の声を反映した負担軽減のとりくみを着実に実行しつつ、割り振り変更簿の対象業務を拡充し、調整を確実に取得させることこそ必要ではないでしょうか。あなたの声をぜひ、埼教組に届けてください。**